

一般社団法人埼玉県歯科技工士会
会長 野島 正美 様

埼玉県保健医療部医療人材課長
加藤 孝之（公印省略）

歯科技工士業務従事者届の提出について（依頼）

県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記届出は、歯科技工士等の医療関係従事者の実態を把握し、保健医療行政施策に反映させること目的として、歯科技工士法第6条第3項に基づき、隔年に届け出ることになっており、本年度はその実施年度となっています。

また、本年度の届出から、国のシステムである「医療従事者届システム」での届出が可能になったことから、当県ではオンラインでの届出を原則とします。

そのため、対象の関係職員は下記のとおり届け出する必要があります。

つきましては、関係職員の届出について周知いただくほか、オンラインシステムへの登録について御協力くださいますようお願いいたします。

また、貴会会員に対して、当該届出事務の趣旨と届出提出への協力について、御周知くださるようよろしく申し上げます。

記

- 1 届出基準日 令和4年12月31日
- 2 提出期限 令和5年1月16日（月）
- 3 提出方法 厚生労働省「医療従事者届システム」による提出
<https://static.iryojujisha-todokede-sys.mhlw.go.jp/>



4 その他

- (1) オンラインシステムの登録の概要等については、別紙を御参照ください。
- (2) オンラインシステムへの登録方法・入力方法の御質問については、届出システム内の「よくあるご質問」をご覧くださいか「問い合わせ」にてお問い合わせください。
- (3) 届出内容の御質問は所在地を所管する保健所又は下記まで御連絡ください。
- (4) 産休・育休・休職者及び非常勤職員も届出の対象となります。
- (5) オンライン環境がないなどやむを得ず紙媒体での提出が必要な場合は所管の保健所または医療人材課にて届出用紙を配布していますので、受け取った窓口に期日内に御提出ください。
- (6) 詳細は医療人材課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/r02iryoukankei-jujisyatoke.html>

担当：看護・医療人材担当 澤田
電話：048（830）3543